

浜松駅南地下駐車場管理規程

平成 5年10月12日静道公規程第 17号
改正 平成 9年 3月31日静道公規程第21-2号
改正 平成10年 2月 9日静道公規程第22-2号
改正 平成11年 3月24日静道公規程第24-2号
改正 平成17年 3月16日静道公規程第33-2号
改正 平成18年 3月13日静道公規程第 35号
改正 平成20年 6月 4日静道公規程第 43号

駐車場の名称

浜松駅南地下駐車場

駐車場管理者の名称

静岡県道路公社

主たる事務所の所在地

静岡市葵区追手町9番18号（静岡中央ビル10階）

代表者の氏名

静岡県道路公社 理事長 氏名 村松 靖則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程は、浜松駅南地下駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「車両」とは、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 4 号に規定する自動車をいう。
- (2) 「負荷車両」とは、物を積み、又取り付けている車両をいう。
- (3) 「管理者」とは、駐車場を管理する静岡県道路公社をいう。
- (4) 「利用者」とは、車両を駐車させる目的で駐車場を利用する者をいい、当該車両を運転する者を含む。

(供用時間及び入出庫の取扱い時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、毎日午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、入出庫の取扱い時間は、午前 6 時から午後 12 時までとする。

2 管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、入出庫の取扱い時間を変更することができる。

(供用の中止等)

第 4 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、駐車場の全部又は一部について、供用中止、駐車室の隔絶、車路の通行止め、又は駐車車両の退避の要求を行うことができるものとする。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス漏れ、施設又は器物の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (2) 第 25 条各号に掲げる事由が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (3) 営業の継続が保安上適当でないと認められる場合。
- (4) 工事、清掃又は消毒を行う場合。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合。

(車両の運転者)

第 5 条 管理者は、駐車場においては、法令に定められた運転の資格を有する者でなければ車両を運転させないものとする。

(駐車場内の交通)

第 6 条 管理者は、駐車場における交通については、利用者に次に掲げる事項を順守させるものとする。

- (1) 追越しをしないこと。
- (2) 最高速度は、毎時 8 キロメートルとする。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 警笛をみだりに鳴らすことなく、静かに運転すること。
- (5) 管理者の指示及び場内の表示に従うこと。
- (6) その他交通取締関係法令の定める道路交通に準じて通行すること。

第 2 章 駐車料金及び駐車時間等

(駐車料金)

第 7 条 駐車料金は、時間駐車料金、夜間駐車料金及び定期駐車料金とし、その額は 1 車両につき、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 時間駐車料金 駐車時間 30 分まで 300 円、以後 30 分増すごとに 150 円
- (2) 夜間駐車料金 1 泊 1,000 円
- (3) 定期駐車料金 月額 25,000 円

2 夜間駐車料金は、第 8 条第 2 項に規定する時間に駐車していた車両で、午後 12 時を超えて駐車した場合に適用するものとする。

(駐車時間)

第 8 条 駐車時間は、入庫の際、第 13 条第 1 項に規定する駐車券に打刻した時刻から出庫の際打刻した時刻までの時間とする。

- 2 夜間駐車時間は、午後 7 時から翌日午前 9 時までとする。
- 3 定期駐車時間は、全日（午前 0 時から午後 12 時）とする。

(料金の收受)

第 9 条 駐車料金は、車両が出庫するとき收受するものとする。

- 2 時間駐車料金及び夜間駐車料金の精算は、浜松市等が発行する駐車回数券及び共通駐車サービス券（以下「P チケ」という。）を使用することができる。

(定期駐車券)

第 10 条 定期駐車券は、1 車両につき 1 枚発行することができ、月の初日から末日までを 1 か月の単位とし最高 3 か月間発行できるものとする。

- 2 定期駐車券の交付を受けようとする利用者は、定期駐車券購入申込書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者は定期駐車の利用状況に応じて定期駐車券の発行数を制限することがある。
- 3 定期駐車券は、定期駐車料金の納入と引き換えに交付を行うものとする。
- 4 駐車場の満車時は、定期駐車券利用者の駐車を拒否することができる。この場合において、定期駐車料金の払戻しは行わないものとする。
- 5 定期駐車券利用者が、その有効期間を超えて駐車した場合の駐車料金は、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定によるものとする。
- 6 定期駐車券利用者が、その有効期間中において定期駐車券を紛失した場合は、管理者に定期駐車券再発行願を提出し、定期駐車券の再発行を受けることができるものとする。
- 7 定期駐車券利用者が、その有効期間中に車両を変更した場合は、管理者に車両変更申請書を提出し、券面表示事項の変更を受けなければならない。

8 定期駐車券利用者が、その有効期間中に代車による利用をする場合は、管理者に代車利用申請書を提出し、承認を得なければならない。

9 定期駐車券利用者は必ず定期駐車券を携帯し、入出庫の際、係員にこれを呈示するものとする。

(不正利用者に対する割増金等)

第 11 条 管理者は、利用者が駐車料金を所定の場所において支払わないで不正に車両を出庫させた場合、又は定期駐車券利用者が、定期駐車券について次の各号のいずれかに該当する使用をした場合は、当該定期駐車券を無効として回収し、かつ、当該利用者から当該駐車場に係る駐車時間に対して、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の駐車料金のほかにその 2 倍相当額の割増金を徴収することができる。

(1) 他の車両の定期駐車券を使用した場合

(2) 定期駐車券の表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合

(3) 契約期間以外の期間に定期駐車券を不正使用した場合

(料金の払い戻し等)

第 12 条 管理者は、既納の駐車料金の払い戻しは行わない。ただし、次の各号に掲げる場合の定期駐車料金については申請に応じるものとする。

(1) 管理者が定期駐車券を廃止したとき又は定期駐車券の額を変更したとき。

(2) 管理者が第 4 条の事項により営業を中止したとき。

(3) 定期駐車券利用者が廃車、転勤、転居等により定期駐車券が不要となったとき。

2 払い戻しの期間は、前項第 1 号及び第 2 号の場合は、事由が発生した日から 30 日以内とする。

3 払い戻しの額は、未使用月分については全額とし、未使用日数が 1 か月に満たない月分は、次に掲げるところによる。ただし、第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合の 10 円未満の端数は切り上げ、第 1 項第 3 号に該当する場合の 10 円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{定期駐車券の販売金額 (月額)} \times \frac{\text{未使用日数}}{\text{有効期間日数}} = \text{払い戻し額}$$

4 第 1 項第 3 号の事由により払い戻しを受ける定期駐車券利用者は、手数料を支払うものとする。その場合の手数料の額は払い戻し額の 10 パーセントとし、10 円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 第1項の事由により定期駐車料金の払い戻しを受けようとするものは定期駐車料金払戻申請書を管理者に提出しなければならない。

6 浜松市等が発行した駐車回数券及びPチケの料金の払い戻しは行わないものとする。

(駐車券)

第13条 管理者は、利用者に車両保管の証として入庫時刻を打刻した駐車券を交付するものとする。

2 利用者は必ず前項の駐車券を携帯し、係員が請求した場合には、これを呈示するものとする。

第3章 駐車方法、駐車制限及び事故

(駐車場の入出庫)

第14条 管理者は、第13条第1項に定める駐車券を駐車場入口において駐車券発行機により交付するものとする。

2 管理者は、利用者が出庫しようとするときは、駐車場出口において停車させ、駐車券を回収し、現金又は浜松市等が発行する駐車回数券及びPチケで駐車料金の支払いを受け、駐車料金領収書を交付したのち、出庫させるものとする。第3項の規定により事前に駐車料金を徴収した利用者に対しては、駐車券を回収、確認したのち、出庫させるものとする。

3 管理者は、駐車場出口での利用者の待ち時間を短縮させるため、駐車場内に設置する事前精算機で、出庫しようとする利用者から駐車料金を徴収することができるものとする。

4 前項の規定による事前精算機での徴収は、自動により現金又は浜松市等が発行する駐車回数券及びPチケで駐車料金を受け、精算済の駐車券は、駐車場出口料金所において回収するものとする。

5 管理者は、第3項の規定により駐車料金を徴収した場合で、徴収から出庫までの所要時間が不当と認められるときは、その時間について、あらたに駐車したものとみなして、第7条第1項の駐車料金を、当該利用者から徴収できるものとする。

6 管理者は、定期駐車券利用者が出庫しようとするときは、駐車場出口において停車させ、駐車券を回収し、定期駐車券を確認したのち出庫させるものとする。

(駐車方法)

第15条 管理者は、利用者が駐車し、その車両を離れる場合には、利用者に次に掲げる事項を順守させるものとする。

- (1) 車両の窓を閉じ、ドア及びトランク等を施錠すること。
- (2) 車両内に貴重品等を置かないこと。
- (3) その他交通取締関係法令の定める駐車方法に準ずること。

(駐車位置)

第 16 条 管理者は、利用者の駐車位置を指定することができるものとする。

- 2 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し駐車位置を変更させることができるものとする。

(車両等の構造上の制限)

第 17 条 駐車場に駐車することができる車両又は負荷車両は、次のとおりとする。

- (1) 自走式駐車は長さが 5.1 メートル以下、幅が 1.9 メートル以下、高さが 2.0 メートル以下、車両総重量 2.5 トン以下のものに限る。
- (2) 機械式駐車は長さが 4.7 メートル以下、幅が 1.7 メートル以下、高さが 1.5 メートル（一部にあつては 1.7 メートル）以下、車両総重量 1.5 トン以下のものに限る。

(駐車台数の制限)

第 18 条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、駐車台数を制限することができるものとする。

(駐車拒絶等の措置)

第 19 条 管理者は、車両又は負荷車両について次の各号の一に該当する事由があるときは、その駐車を拒絶し、又は退去させることができるものとする。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (2) 易燃性物質、爆発性物質その他の危険物（その車両の原動機に連結する燃料槽にある燃料を除く。）を積み、又は取り付けているとき。
- (3) 騒音又は臭気を発しているとき。
- (4) 多量の煙、ガス、油若しくは燃料のかすを出しているとき。
- (5) 非衛生的なものを積み、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすおそれがあるとき。
- (6) 駐車場において集団行動、販売、配布、宣伝、演説又は演芸をするために駐車し、又は駐車しようとするとき。
- (7) 運転者が、めいていしているとき、又は無謀な運転を行うおそれがあるとき。
- (8) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (9) その他管理者が駐車場の管理上支障があると認められるとき。

2 管理者は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その車両の出庫を拒むことができるものとする。

- (1) 正当な理由なく駐車券を返納しない場合。
- (2) 駐車料金の支払、又は定期駐車券の呈示に応じない場合。
- (3) 駐車場において交通事故をひき起こし、又は駐車場の施設若しくは器物、他の車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、若しくは汚損した場合。

(一般禁止事項)

第 20 条 管理者は、駐車場においては、次の各号の行為を禁止するものとする。
ただし、管理者が承認したものについては、この限りでない。

- (1) 駐車位置において出入時以外に原動機を稼働させること。
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3) 車両に燃料を補給すること。
- (4) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- (5) 他の利用者の駐車位置、事務室、料金所、機械室、倉庫等の中にみだりに立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 駐車場の施設若しくは器物又は車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (8) 易燃性物質、爆発性物質その他の危険物又は人に危害をおよぼすおそれがあるものと認められ物を持ち込むこと。
- (9) 所定の容器外に物を捨てること。
- (10) 飲食物その他の物品を配布し、販売し、又は陳列すること。
- (11) 文書、印刷物、広告物等を掲示し、又は配布すること。
- (12) 集団行動、募金、署名運動、遊技、宣伝、演説、演芸、飲食又は物乞いをすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務又は利用者の駐車をさまたげる行為をすること。

(交通事故の届出、応急措置等)

第 21 条 管理者は、次の各号に掲げる場合には、利用者にその旨を直ちに届け出させるものとする。

- (1) 利用者が、駐車場において交通事故をひき起こした場合。
- (2) 利用者が、駐車場において施設若しくは器物又は車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損した場合。

- (3) 利用者又はその車両、その積載物若しくはその取付物に異常を発見し又は被害の発生があった場合。
 - (4) 駐車場において、交通事故又は他の車両、その積載物若しくは取付物に異常の発生を発見した場合。
- 2 管理者は、前項の届出があったとき又は利用者若しくは駐車車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生するおそれがあると認めるときは、利用者の同意を得て、速やかに必要な措置をとるものとする。ただし、緊急の場合には、利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。
- 3 管理者は、前項の措置により、利用者の車両、その積載物又はその取付物について生じた損害の賠償の責に任じないものとする。ただし、管理者に過失があった場合はこの限りでない。
- 4 前2項の規定は、管理者以外の者の行う応急措置について準用する。
(利用者の損害賠償)

第22条 管理者は、前条第1項各号の事故が発生した場合又は同条第2項の措置を取った場合においては、その責を負うべき者に対して速やかに損害賠償及び費用の負担をさせるものとする。

第4章 保管責任

(保管責任)

第23条 管理者は、第13条の規定により管理者が利用者に駐車券を交付したときから利用者からその駐車券を回収するときまで、車両の保管責任を負うものとする。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償の責に任じないものとする。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第25条 管理者は、直接又は間接を問わず、次の各号の一に該当する事由によって生じた車両の滅失、き損、汚損、出車遅延又は利用者の死傷その他の損害については、賠償の責に任じないものとする。

- (1) 天災地変その他の不可抗力又は管理者の責に帰さない理由によって生じた浸水、その他の事故。
- (2) 戦争、事変、内乱、暴動、政治的又は社会的な騒じょう及び管理者が善良な管理者の注意をもってしても防止できない強盗、詐欺その他の犯罪。
- (3) 法令に基づく命令又は強制執行。

- (4) 車両、その積載物若しくはその取付物の瑕疵又はこれらのものの性質による発火、爆発、暴走、腐敗、き損、変色又は変質（事故発生車両に限る。）。
- (5) 車両、その積載物又は取付物の管理不十分（事故発生車両に限る。）。
- (6) 衝突、接触その他の場内の交通事故（事故発生車両に限る。）。
- (7) 前各号に掲げる事由のほか管理者が善良な管理者の注意をもってしても防止できない事由。

（供用中止等による免責）

第 26 条 管理者は、第 4 条の規定により、駐車場の全部又は一部について、供用中止、駐車室の隔絶、車路の通行止め、又は駐車車両の退避の要求を行ったときは、利用者の損害について賠償の責に任じないものとする。

（管理者の賠償責任）

第 27 条 管理者は、その責に帰すべき事由により、車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、使用年数、滅失、き損又は汚損の程度その他の事情を勘案して損害を賠償するものとする。

附 則

この規程は、平成 5 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。